



早く、かつ「永久の資料」に

—判例時報の発刊に寄せて—

我妻 栄

出光興産が日章丸で陸揚げしたイランの石油は、フンダロ・イラニアン会社の仮処分申請で、東京地方裁判所の審理中である。外務当局の頭痛の種となつた、こうした外交の機微に触れる問題が、一地方裁判所の数人の判事によつて決定されるということ、一般市民にとつては、何となく異様に感じられることではあるまいか。

詭する機会を提供することは、法律関係の出版に關与するものの責務であろう。「時事問題の解説論評と併せ法律資料の提供を創刊の趣旨として二十五年の伝統をもつ」法律時報が、その姉妹編として「判例時報」の創刊を企てたことは、まさに「生るべくして生れたもの」に相違ない。

\* \* \*

判例の報道を任務とするものにとつて、一番大切なことは、その判決のもつている意義を簡明正確に示すことである。例えば、最高裁としては最初の判決であるとか、大審院の判例の変更であるとか、最高裁の判決はまだなく、下級審の判決は一致していないとかいつた具合の「はしがき」をつけることである。

これは、やさしいようで、実は極めて困難な仕事である。自分に興味のある事件や研究している事例についてなら、わけなく書いてくれる人がいくらもある。また、重要な問題について、関係判例を徹底的に研究して論文を書いてくれる学者も、必ず

しも少くはあるまい。しかし、それでは、判例報道の任務の役には立たない。それに牽制されて報道される判決が取捨されては、本末顛倒である。

報道する判例の取捨は、あくまでも、その判決自体の重要度を標準としなければならぬ。そして、その上で、その判決の判例法上に占める地位を明かにしなければならぬ。苦勞の多い割合に、全く華やかさのない地味な仕事である。しかし、この地味な仕事を倦まずに続けるのでなければ、「生るべくして生れた」ものでも、成長はおぼつかないであろう。

\* \* \*

かつて、私は、乏しい財布の底をはたいて法律新聞を創刊号から揃えたことがある。むろんそこに載せられている、他に求め得ない無数の判決を参照するためである。

ところが、どうであろう。各号の後半の判例登載の部分だけが巧みに切り抜いてしまつてあるものがちよいとあることを、後になつて発見した。私に売つた古本屋は、善意であつたらしい。それでも、瑕疵担保責任を問うことは、むろんできるであろう。しかし、少しばかり値段を引いてもらつても、しかたがない。その補充に今もつて苦勞している。

法律新聞の生命は、そこに載せられている判例にあると、私は思う。論説も載つて

いる。時論もある。海外法律エピソードともいうべきものもつけてある。発行の当時には、それぞれ価値があつたのである。しかし、いまとなつては判例だけが不朽の生命を誇ることができる。

「判例時報」も、遠い将来を考え、「永久の資料」としての生命をまもり育てるよろに、地味な仕事に編集同人諸君の努力を打ちこんで貰いたい。

こうした仕事をはじめの場合、とかく「巻頭論文」や「判例研究」などを載せたくなるものらしい。学者の門をたたいて論文の執筆を乞うのと、それぞれの判決について前に述べたような簡明な説明を加えてもらうのと、編集の上でどちらが苦勞が多いか、私にはよくわからない。しかし、論文を載せたくなるのは、支関や門構がはしくなるのと同じ心理であろう。そして、いつのまにか、論文が主、報道が従になる例が、いまでも、その辺にいくらもあるようだ。

色気を出してはいけない。地味な仕事をあくまでも守り続けるのでなければだめだ。判例の普及と判例理論の発達のための縁の下の力持ちに甘んじて、目立たない苦勞に努力を惜しまないようにしたまえ。それこそ、新しく生れる「判例時報」に、類書のない存在意義を与えるものである。永久の学問的価値を約束するものである。

報 時 例 判

第1号

一般市民の判例に対するこうした関心をうやむやにしないように、判例の原文を通